

## 統計作成プロセス診断の要求事項（試行版）（案）

◎：「必須」要求事項（当該作成プロセスにおいて実施することが求められる事項）  
○：「推奨」要求事項（当該作成プロセスにおいて実施することが望ましい事項）  
【】：公的統計の品質要素

### I マネジメント

#### 1 実施体制

- ◎ 統計作成府省は、当該統計作成業務の責任者（管理職）が、上司への報告等を行いつつ、各担当や実施機関の実施状況等、業務の進捗管理を行える仕組みや、問題等が発見された場合にはプロセスを遡って対処すること等を含め、必要に応じ、指示・助言等を行える仕組みを構築しなければならない。【あらゆる品質要素】  
[関連：マネジメント3 成果物・実施記録等の整備（記録に関する一般）]
- 統計作成府省は、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリスト（一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者）の管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補（統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者）以上の管理の下で行うことが望ましい。【あらゆる品質要素】
- 統計作成府省は、調査担当の下に、統計作成プロセスの各段階におけるエラーチェック、実施機関への履行確認、調査票データ等の保存など、統計作成プロセスの水準の段階的な向上に必要な体制を確保することが望ましい。【あらゆる品質要素】

#### [診断時のポイント等]

- ・ 進捗管理のための統計作成プロセスの段階ごとのスケジュール表や定期的なミーティングの場の設定等について、統計作成業務の責任者からのヒアリング等を行い、ガバナンスの現状を確認
- ・ 必要に応じ統計幹事の属する部局課に対しヒアリング等を行う。

#### 2 業務能力と教育・訓練

- 統計作成府省は、統計作成業務に従事する職員に、専門的知識や能力の保持、あるいは、「統計行政運営ビジョン」、「統計職員行動規範「政府統計職員の心得」」等を通じた統計行政の運営原則や職員の行動理念の浸透に必要な研修、教育・訓練等を計画的に受けさせることが望ましい。【あらゆる品質要素】  
[関連：マネジメント1 実施体制]

#### [診断時のポイント等]

- ・ 必要に応じ統計幹事の属する部局課に対しヒアリング等を行う。

#### 3 成果物・実施記録等の整備（記録に関する一般）

- 統計作成府省は、統計作成に関する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアル（各種手順書等）を作成・整備・保管し、当該業務マニュアルに基づき、

統計作成プロセスの各段階における成果物・実施記録等を作成・整備・保管しなければならない。【あらゆる品質要素】

[関連：企画、実査、審査・集計、公表・提供、評価の各項目]

[診断時のポイント等]

- ・ 事後的な確認・検証、再現可能性等の観点に留意

#### 4 統計関係法令等の遵守

◎ 統計作成府省は、統計法その他の統計関係法令等（「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」を含む。）を踏まえ、調査票情報等の管理※に関し、規程（実施機関を活用する場合、事務処理基準、仕様書等を含む。）を定めるなど、仕組みを構築しなければならない。【信頼性】

※ 調査票情報等の管理の具体例（推奨事項）

[組織的管理措置]

- －管理体制
- －管理状況の把握・管理方法（点検、監査等）
- －事故等発生時の対処方法（報告、記録等）

[人的管理措置]

- －統計調査事務従事者等の教育・訓練

[物理的管理措置]

- －執務室等の安全確保
- －調査票情報等の破棄・消去

[技術的管理措置]

- －調査票情報等の使用者及び利用範囲の限定
- －秘密性又は機密性に応じたセキュリティの確保
- －漏えい等防止策（アクセス制限の設定、ウイルスチェック、定期的なアクセス記録の保存、ファイルの暗号化等）
- －可用性確保（定期的なデータのバックアップ等）

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた事務処理基準や仕様書等に従って、管理するとともに、その実績を記録しなければならない。【信頼性】

（以下を併せて参照

- －「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」

第2 調査票情報等の適正な管理

5 その他の管理措置（業務委託、受託者における管理措置）

第3 調査実施者における調査票情報等の取扱い

- 1 (2) 基幹統計調査及び一般統計調査に関する事務の一部を行う地方公共団体における調査票情報等の適正かつ安全な利用を図るための措置
- 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」
- III 4 (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保及び
- 別紙1**調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置)
- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた規程に従って、管理状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【信頼性】

#### [診断時のポイント等]

- 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

### 5 システム構築・活用

- 統計作成府省は、統計作成に係るシステム・プログラムの構築・活用に当たり、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等を踏まえつつ、当該システム等の内容や規模に応じ、調達、設計・開発、運用・保守、システム監査等※を行うことが望ましい。

#### 【正確性】【信頼性】【効率性】

- ※ 具体的な措置の例（推奨事項）
- 大規模システムの開発等を委託する場合のプロジェクト管理の徹底
  - （調達）合理性が認められる場合、複数年契約の導入
  - （設計・開発等）テストデータ等を用いたテスト・検証
  - （システム監査）調査票情報を取り扱う大規模システムに係るセキュリティ監査
  - 表計算ソフトを用いた簡易な集計等を行う場合の処理手順等の記録や複数人による確認

[関連：マネジメント6 民間事業者の活用]

[関連：企画、実査、審査・集計、公表・提供、評価の各項目]

#### [診断時のポイント等]

- 各統計作成プロセスの実施状況等の把握、管理等の診断において確認

### 6 民間事業者の活用

- 統計作成府省は、民間事業者を活用して統計作成を行う場合、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づきつつ、適切な役割分担の下、協働してこれに取り組むことが望ましい。【あらゆる品質要素】

\*民間事業者の活用のプロセス：委託業務の範囲の検討、仕様書等の作成・契約、業務実施状況の確認、納品チェック・成果物受領

[関連：企画、実査、審査・集計、公表・提供、評価の各項目]

#### [診断時のポイント等]

- ・ 委任・委託する業務の内容・範囲・量（過去の実施状況に関する情報など）の明確性、具体性  
(特に、業務の内容については、事後的な確認・検証、再現可能性等の観点から、実施状況・結果に関する記録方法や事業報告書の作成・提出、成果物の納品等を併せて定めているか。また、調査票情報等の適正な管理など報告者の秘密保護及び信頼性の確保の観点が重要→マネジメント4)
- ・ 委任・委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して再委託することを禁止。一部再委託を行う場合には、あらかじめ統計作成府省の承認必要。統計作成府省は、再委任・委託先を監督。
- ・ 客観的かつ定量的な指標による目標設定（過去の目標の設定・達成状況や未達成の場合の原因等を含め、委任・委託する業務を取り巻く現状を見据える。）
- ・ 委任・委託先による事業完了報告書の作成・提出

## II 企画

- ◎ 統計作成府省は、継続して統計調査を行うに当たり、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく点検・評価結果を踏まえ、社会経済情勢の変化への対応など必要に応じ、「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」に掲げられた調査計画の各事項に係る考慮すべき「視点」・「考え方」に照らして見直すこと※も含め、調査計画、業務マニュアルや仕様書・事務要領などの変更等を行わなければならない。【あらゆる品質要素】  
(※例えば、利活用ニーズ、既存のデータ等の活用可能性を含め、統計作成目的、必要性・妥当性等を検討・検証した結果、継続実施の必要性が低下した調査について、調査の縮小や中止を行うなど)  
[関連：マネジメント、実査、審査・集計、公表・提供、評価の各項目]
- ◎ 統計作成府省は、新規に統計調査を行うに当たり、統計関係法令等及び考慮すべき「視点」・「考え方」などを始めとする「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」を踏まえ、調査計画、業務マニュアルや仕様書・事務要領などを検討・策定しなければならない。【あらゆる品質要素】  
[関連：マネジメント、実査、審査・集計、公表・提供の各項目]
- ◎ 統計作成府省は、調査計画を変更する、あるいは、新たに策定するに当たり、定められた手続を経なければならない。また、特段の事情がなければ、承認申請の要否について、統計幹事の属する部局課の判断を経なければならない。【信頼性】

#### [診断時のポイント等]

- ・ 点検・評価結果を踏まえた調査計画等の見直しを積極的な取組としてポジティブに評価するとともに、具体的な改善に向け助言、支援する。  
[次回調査実施に向けての見直し・企画関連]
- ・ 利活用ニーズ、既存のデータ等の活用可能性、統計作成目的、必要性・妥当性等の検討・検証は行われているか。

- ・ 利用者、実施機関、報告者等の政府部内外の関係者の意見等を把握、参考としているか。
- ・ 直近の調査に関する点検・評価の実施段階において、「不整合あり」と判断している事項について、診断時点においてどのような対応（調査計画、業務マニュアルや仕様書の変更等）を行う予定か。
- ・ 直近の調査に関する点検・評価の実施段階において、「不整合は生じていないものの、改善を検討（予定）している事項」として判断している事項について、診断時点においてどのような対応（業務マニュアルや仕様書の変更等）を行う予定か。

[直近の調査実施以前に実施した点検・評価結果を受けた対応等直近の調査の実施状況関連]

- ・ 以前実施した点検・評価の結果、「不整合あり」となった事項について、どのような対応が行われているか。
- ・ 以前実施した点検・評価の結果、「不整合は生じていないものの、改善を検討（予定）している事項」について、どのような対応が行われているか。
- ・ 点検・評価結果として記載された対応が行われていない場合、状況の変化等があったのか確認する。
- ・ 調査計画の変更に当たり、あらかじめ総務大臣の承認を得ているか。また、軽微変更を行った一般統計調査については、総務省に軽微変更後の調査計画等を提出しているか。（総務大臣の承認を得た調査計画及び（一般統計調査の）軽微変更後の調査計画はe-Statに掲載されることになっている。）

### III 実査（データ収集）

#### 1 名簿整備・調査対象の抽出

◎ 統計作成府省は、調査計画に基づき、母集団名簿の整備方法・手順を定めなければならない。【正確性】【解釈可能性・明確性】【信頼性】

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、母集団名簿の整備を行うとともに、その内容※を記録しなければならない。

※ 記録する内容の例（推奨事項）

- －母集団名簿
- －母集団情報の名称
- －具体的に使用したデータ（項目）名
- －母集団情報の保有機関
- －母集団名簿の更新結果

◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、母集団名簿の整備状況

を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【解釈可能性・明確性】【信頼性】

(以下、標本調査の場合)

◎ 統計作成府省は、調査計画に基づき、抽出方法・手順※を定めなければならない。【正確性】【解釈可能性・明確性】【信頼性】

※ 抽出方法・手順として定める内容の例（推奨事項）

- 事業所母集団データベース、住民基本台帳等の活用
- 調査対象名簿等の整備
- 代替標本が必要な場合の取扱い
- 他の統計調査との重複是正
- 災害発生時等の対処方法

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、標本の抽出を行うとともに、その内容を記録しなければならない。【正確性】【解釈可能性・明確性】【信頼性】

◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、標本の抽出結果を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【解釈可能性・明確性】【信頼性】

#### [診断時のポイント等]

- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

## 2 調査員任命・教育等（調査員調査の場合）

◎ 統計作成府省は、実施機関による指導員・調査員の募集・任命に資する助言（資料の作成など）、実施報告等の仕組みを構築するとともに、実施機関からの報告等に基づいて任命状況を把握しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

◎ 統計作成府省は、実施機関による下記の把握・管理の実施に資する助言等の仕組みを構築するとともに、把握・管理の状況を把握しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省自ら実施）>

○ 実施機関は、指導員・調査員について、その適切な任命に資するよう、面接等に

より、業務経験、保有資格、過去の調査活動状況、欠格要件等の情報を把握し、管理することが望ましい。【正確性】【信頼性】【効率性】

- ◎ 統計作成府省は、実施機関による下記の説明会等の実施に資する助言（資料の作成など）、実施報告等の仕組みを構築するとともに、実施機関からの報告等に基づいて実施状況を把握しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- ◎ 実施機関は、指導員・調査員に対し、統計作成業務の開始前に、実査業務に係る所要事項について、説明する機会を設けなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

- ◎ 統計作成府省は、実施機関による下記の教育・訓練や業務支援等の実施に資する助言、実施報告等の仕組みを構築するとともに、実施機関からの報告等に基づいて実施状況を把握しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- 実施機関は、当該統計作成業務に従事する指導員・調査員に対し、業務に必要な教育・訓練※を実施することが望ましい。【正確性】【信頼性】【効率性】

※ 教育・訓練の実施内容の例（推奨事項）

－調査業務を行うに当たっての基本姿勢（体調管理、適正な移動手段、社会通念の遵守等）

－統計調査一般

－調査票情報等の保護

－インタビュースキルの技法など

- 実施機関は、当該統計作成業務に初めて従事する調査員に対し、指導員による巡回、面談や電話等により、業務に関する助言や業務支援を実施することが望ましい。

【正確性】【信頼性】【効率性】

- 実施機関は、当該統計作成業務に初めて従事する調査員のうち、調査員経験のない調査員に対し、必要に応じ、業務担当者、指導員又は経験のある調査員等による同行支援など、厚く支援することが望ましい。【正確性】【信頼性】【効率性】

- 実施機関は、調査員の問合せ等に対する対応あるいは指示、それらのフォローアップ、調査員間の共有等、相互のコミュニケーションを図ることが望ましい。【正確性】【信頼性】【効率性】

#### [診断時のポイント等]

- 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

### 3 調査票・調査用品の準備

- ◎ 統計作成府省は、用品の種類・規格・配布先・数などについて、前回（実施機関からのヒアリング等含む。）や類似調査の状況を踏まえて定めなければならない。【正確性】  
【効率性】
- ◎ 統計作成府省は、調査票におけるプレプリント等を始め、報告者の負担・回答しやすさ・分かりやすさを考慮した上で、用品を準備しなければならない。【正確性】【効率性】  
(以下、オンライン調査を実施する場合)
- ◎ 統計作成府省は、報告者の負担・回答しやすさ・分かりやすさを考慮した上で、調査票やシステムを開発・設計しなければならない。【正確性】【効率性】
- ◎ 統計作成府省は、原則として、回答入力時のエラーチェックの機能を盛り込まなければならない。【正確性】【効率性】

### 4 協力依頼・広報

- ◎ 統計作成府省は、実施機関と連携し、報告者に対し、調査目的や調査結果の利活用など当該統計調査の実施の意義・必要性や重要性とともに、調査票情報等の保護※について、調査票・関係書類等において、周知・説明しなければならない。【正確性】【信頼性】  
※ 調査票情報等の保護について周知・説明する内容の例（推奨事項）
  - －統計調査の目的以外の目的のために利用されないこと
  - －調査関係者には守秘義務が課されることなど

### 5 調査票の配布

- ◎ 統計作成府省は、調査計画に基づき、調査票・関係書類の配布方法・手順（配布状況の把握・管理方法・手順を含む。）を定めなければならない。【正確性】【効率性】  
  
<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>
  - ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、調査票・関係書類の配布を行うとともに、調査票の配布状況を把握・管理しなければならない。【正確性】【効率性】
  - ◎ 実施機関は、あらかじめ定められていない事項の取扱いについて、統計作成府省に判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】  
【効率性】
- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、調査票・関係書類の配布状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】  
【効率性】

[診断時のポイント等]

- 特に調査方法（調査員・郵送・オンライン）や調査系統（地方支分部局・地方公共団体・民間事業者）が輻輳する場合、漏れや重複等を防ぐための統合的な管理となっていること。また、調査員調査の場合、その活動範囲や役割が明確になっていること。
- 配布状況の把握・管理方法・手順において、問題等が生じた場合の報告、記録等がなされることとされているか。
- 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

## 6 調査票の取集・督促

- ◎ 統計作成府省は、調査計画に基づき、調査票の取集・督促方法・手順（取集・督促状況の把握・管理方法・手順を含む。）を定めなければならない。【正確性】【効率性】

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、調査票の取集・督促を行うとともに、調査票の取集・督促状況を把握・管理※しなければならない。【正確性】【効率性】  
（※調査票の取集結果を当該統計の作成目的等に照らし、年齢・産業・地域などの属性ごと、調査員・郵送・オンラインなどの取集方法ごと等に把握・記録することが望ましい。）
- ◎ 実施機関は、あらかじめ定められていない事項の取扱いについて、統計作成府省に判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】  
【効率性】

- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、調査票の取集・督促状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【効率性】

### [診断時のポイント等]

- 特に調査方法（調査員・郵送・オンライン）や調査系統（地方支分部局・地方公共団体・民間事業者）が輻輳する場合、漏れや重複等を防ぐための統合的な管理となっていること。また、調査員調査の場合、その活動範囲や役割が明確になっていること。
- 督促方法・手順において未報告者に対するアプローチの終了期限や条件が明確になっていること。
- 取集・督促状況の把握・管理方法・手順において、問題等が生じた場合の報告、記録等がなされることとされているか。
- 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

## 7 問合せ等への対応

- ◎ 統計作成府省は、報告者からの問合せ等の対応に関する方法・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】

※ 方法・手順として定める内容の例（推奨事項）

- 体制・対応フロー・窓口（受付方法は、コールセンターの設置など報告者等が連絡しやすい方法とすることが望ましい）
- 応答要領
- 対応状況の管理（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）
- 対応内容の記録、手順（記録内容として、受付日時、内容、回答者、回答内容等）

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、問合せ等対応を行うとともに、対応状況の管理、対応内容等を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】

- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、問合せ等対応を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】

- 統計作成府省は、問合せ等により得られた情報を当該調査あるいは今後の調査の企画、実施の見直し等に反映する仕組みを構築することが望ましい。【正確性】【信頼性】

### [診断時のポイント等]

- ・ 統計作成の重要な担い手として、報告者に対し寄り添った対応をとっていること。
- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

## 8 調査員の活動状況の確認等（調査員調査の場合）

- ◎ 統計作成府省は、実施機関による下記の活動状況の把握に資する仕組みを構築するとともに、実施機関からの報告等に基づいて活動状況を把握しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省自ら実施）>

- 実施機関は、指導員・調査員業務終了後、活動報告会の開催、あるいは報告者のヒアリング等により、指導員・調査員の活動状況を把握し、その内容※を記録することが望ましい。【正確性】【信頼性】【効率性】

※ 記録する内容の例（推奨事項）

- 活動状況の確認者
- 担当調査員

- －確認方法
- －確認結果
- －発見した具体的な問題点

- ◎ 統計作成府省は、実施機関と連携し、指導員・調査員業務の活動状況の把握の結果等により、問題、課題等を発見した場合にあっては、必要に応じて是正措置や今後の調査の企画、実施の見直し等を含む再発防止策（実施機関への指示・助言を含む。）を講じ、それらの内容を記録しなければならない。
- また、実施機関自らがこうした措置を講じた場合、その内容を把握しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- 統計作成府省は、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）を実施することが望ましい。【正確性】【信頼性】【効率性】

#### 〔診断時のポイント等〕

- ・ 特に調査方法（調査員・郵送・オンライン）や調査系統（地方支分部局・地方公共団体・民間事業者）が輻輳する場合、統合的な管理となっていること。
- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

### 9 実施機関（調査員を含む。）による調査票のチェック

- ◎ 統計作成府省は、回収した調査票のチェック（訂正等）に関する方法・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】
- ※ 方法・手順として定める内容の例（推奨事項）
- －確認する回答事項の内容・範囲
  - －補筆訂正の基準（記入内容間の矛盾など）、方法（報告者への内容確認の必要性など）、内容の記録（件数、理由等）
  - －上記以外の方法による訂正を行う場合の手順
  - －チェック状況の把握・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

#### 〈仕様書、事務要領等記載事項の参考〉

- ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、訂正等を行うとともに、チェック状況の管理、訂正内容等を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】
- ◎ 実施機関は、あらかじめ定められていない内容の訂正を行う場合、統計作成府省にその訂正について判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】
- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、チェック状況を実施機

関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】

〔診断時のポイント等〕

- ・特に調査方法（調査員・郵送・オンライン）や調査系統（地方支分部局・地方公共団体・民間事業者）が輻輳する場合、漏れや重複等を防ぐための統合的な管理となっていること。
- ・「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。

## 10 災害発生時等の対応

- 統計作成府省は、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画の策定、前例（類似統計調査の実例を含む。）等の有用な情報の収集など発生時の態勢を整えることが望ましい。【正確性】【信頼性】

## IV 審査・集計

### 1 データ入力・電子データ化

- 統計作成府省は、機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成について、処理基準・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- ※ 処理基準・手順として定める内容の例（推奨事項）
- －データ入力の手段（キーエントリー、OCR 入力等）
  - －機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能
  - －調査項目ごとの符号の基準、説明・対応表（符号表）
  - －データレイアウト
  - －紙の記入済み調査票に基づく入力データとオンライン提出に基づくデータの統合方法
  - －入力の実績の記録
  - －入力の実施状況の把握・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた処理基準・手順に従って、調査票データを作成するとともに、入力の実績を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- 実施機関は、あらかじめ定められていない事項の取扱いについて、統計作成府省に判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- 統計作成府省は、あらかじめ定められた処理基準・手順に従って、調査票データ作成の実施状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確

**性】【信頼性】【効率性】**

- 統計作成府省は、調査票データ作成の検証方法・手順※を定めることが望ましい。【正確性】【信頼性】

※ 検証方法・手順として定める内容の例（推奨事項）

- 検証時期
- 検証方法・体制（サンプル数、調査票データ作成に用いられる機器・ソフトウェアが処理基準・手順を満たしているかの性能テスト、ベリファイチェック（人手によるキーエントリー入力の場合、複数の者によりそれぞれ調査票のデータ入力をを行い照合する作業）など）
- 誤りが発見された場合の対処方法
- 検証結果の記録
- 検証状況の確認・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

（以下、検証方法・手順を定めた場合）

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、検証を行うとともに、検証結果を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】
- 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、検証の実施状況を実施機関からの報告等に基づいて確認・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】
- 統計作成府省は、調査計画に基づき、記入済み調査票（調査票原稿）を保存する仕組みを実施機関との関係整理も含め、構築しなければならない。【正確性】【信頼性】  
〔関連：マネジメント3 成果物・実施記録等の整備（記録に関する一般）〕

**[診断時のポイント等]**

- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。
- ・ I C T ・システムの活用

**2 調査票データの審査**

- 統計作成府省は、調査票データの審査（修正等）に関する処理基準・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

※ 処理基準・手順として定める内容の例（推奨事項）

- 体制
- 審査する回答事項の内容・範囲

- －修正等の基準（形式チェック（記入漏れなど）、論理チェック（記入内容間の矛盾など）、数値項目のレンジチェック、重複チェックなど）、方法（プログラム、欠測値補完、報告者への内容確認の必要性など）、内容の記録（件数、理由等）
- －上記以外の方法による修正等を行う場合の手順
- －審査状況の把握・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

＜実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）＞

- ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手順等を定めた上で、）あらかじめ定められた処理基準・手順に従って、審査（修正等）を行うとともに、審査状況の管理、修正内容等を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- ◎ 実施機関は、あらかじめ定められていない内容の修正等を行う場合、統計作成府省にその修正等について判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた処理基準・手順に従って、審査（修正等）の実施状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

#### [診断時のポイント等]

- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。
- ・ 審査・集計データ入力・電子データ化との連続性・連携に配意した処理基準・手順となっていること。
- ・ I C T・システムの活用

### 3 集計（統計表作成）

- ◎ 統計作成府省は、集計に使用する調査票データ（以下「集計用調査票データ」という。）及び集計データの作成に関する方法・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

- ※ 方法・手順として定める内容の例（推奨事項）
  - －体制
  - －集計用調査票データ作成プログラム
  - －集計用調査票データの管理方法（データ重複を避ける観点等）
  - －集計用調査票データの符号表等
  - －集計方法（秘匿処理、集計に必要な行政記録情報等の取得、補完推計等を含む）
  - －集計データ作成プログラム
  - －集計データの様式（集計事項の表頭・表側の配置）

- －集計データの符号表等
- －集計用調査票データ及び集計データ作成状況の把握・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

<実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）>

- ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手順等を定めた上で、）あらかじめ定められた方法・手順に従って、集計用調査票データ及び集計データを作成するとともに、作成の実績を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
  - ◎ 実施機関は、あらかじめ定められていない事項の取扱いについて、統計作成府省に判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
  - ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、集計用調査票データ及び集計データ作成の実施状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
  - ◎ 統計作成府省は、調査計画に基づき、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体（集計に使用した調査票データ）を保存する仕組みを実施機関との関係整理も含め、構築しなければならない。【正確性】【信頼性】
- [関連：マネジメント3 成果物・実施記録等の整備（記録に関する一般）]

#### [診断時のポイント等]

- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。
- ・ 結果公表後の調査票情報の二次利用及び提供にも配意した方法・手順となっていること。
- ・ 事後的な確認・検証、再現可能性等の観点から、推計乗率等の補助情報を含め再集計に必要なデータ等が保管されているか。

#### 4 統計表の審査

- ◎ 統計作成府省は、集計データに関する審査・チェックの方法・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- ※ 方法・手順として定める内容の例（推奨事項）
- －方法・内容・体制
    - ・形式的審査（総数と内訳の合計との検算、平均値の検算、異なる集計データ間における数値の同値関係等）
    - ・分析的審査（過去の結果との数値比較、他の統計調査の結果数値との比較等）

- ・審査・集計3における秘匿処理結果の確認など
  - －審査システム・プログラム
  - －審査・チェックの実施結果の記録
  - －審査・チェックの実施状況の把握・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

＜実施機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考。活用しない場合、統計作成府省が自ら実施＞

- ◎ 実施機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた手順に従って、集計データに関する審査・チェックを行うとともに、審査・チェックの実績を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- ◎ 実施機関は、あらかじめ定められていない事項の取扱いについて、統計作成府省に判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】
- ◎ 統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、集計データに関する審査・チェックの実施状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

#### 〔診断時のポイント等〕

- ・ 「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。
- ・ I C T・システムの活用

### 5 e-Stat等に掲載する統計表作成

- ◎ 統計作成府省は、原則として機械判読可能な形式※により統計表を作成しなければならない。【ニーズ適合性】【アクセス可能性】
- ※ 「統計データの整備に係る基本方針」で定める形式に対応したもの

## V 公表・提供

### 1 公表準備

- ◎ 統計作成府省は、当該統計の品質表示※の充実を図らなければならない。【解釈可能性・明確性】【信頼性】【整合性・比較可能性】
- ※ 品質表示事項の例（推奨事項）
- －「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の別紙2 公的統計の品質表示事項
  - －統計精度検査（標準検査）の検査項目
  - －（調査票の変更を行った場合）その変更内容、調査結果への影響

- (定めた標本の抽出方法・手順による調査結果への影響が大きいと考えられる場合) 考えられる影響
  - (当該統計調査により得られる情報以外のデータ（行政記録情報等）を使用して統計を作成する場合) 当該データの使用
- ◎ 統計作成府省は、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の参考情報の e-Stat への一元的な掲載に協力しなければならない。【解釈可能性・明確性】【信頼性】【整合性・比較可能性】

## 2 公表・e-Stat への登録

- ◎ 統計作成府省は、調査計画に基づき、原則として、作成した統計表を e-Stat へ登録しなければならない。【アクセス可能性】
- ◎ e-Stat への登録に当たっては、原則として、機械判読可能な形式で掲載しなければならない。【アクセス可能性】  
[関連：企画、審査・集計 5 e-Stat 等に掲載する統計表作成]

## 3 案内・問合せ等を受けての対応・改善

- ◎ 統計作成府省は、結果数値等の誤りを発見した場合の対応方法や手順※を定め、それに従って対応等を行わなければならない。【信頼性】  
※ 統計幹事に報告し、その下で例えば、以下のような対応を行う。（推奨事項）
  - 包み隠すことなく、結果数値等の訂正の速やかな公表
  - 影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）
  - （再発防止策の前提となる）原因分析
  - 今後に向けた再発防止策の検討
- 統計作成府省は、問合せ、意見等により得られた情報を当該統計の公表に関する情報の開示の充実・改善あるいは今後の調査の企画、実施の見直し等に反映する仕組み※を構築することが望ましい。【ニーズ適合性】【正確性】【信頼性】  
※ 仕組みの例（推奨事項）
  - 問合せ対応の手順・方法の策定
  - 課題の整理・担当課室内共有
  - 有識者や関係者ヒアリング  
[関連：企画]

## 4 調査票情報の二次利用・提供

- 統計作成府省は、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、調査票情報を提供する統計調査の種類の追加等を行うことが望ましい。  
さらに、全ての基幹統計調査及びニーズの高い一般統計調査に係る調査票情報をオンライン施設で提供することが望ましい。【ニーズ適合性】【アクセス可能性】

## VI 評価

### 1 成果物・実施記録等の整備状況の確認

- ◎ 統計作成府省は、業務マニュアル等に基づき、当該統計作成プロセス各段階における成果物・実施記録等の作成・整備・保管の状況を定期的に確認しなければならない。【あらゆる品質要素】

[関連：マネジメント3 成果物・実施記録等の整備（記録に関する一般）]

### 2 点検・評価の実施

- ◎ 統計作成府省は、当該統計作成プロセスの各段階において作成・整理・保管された成果物・実施記録等を活用しつつ、「P D C A サイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」及び「点検・評価の実施計画」に基づき、統計幹事の下、調査計画の履行状況等の点検・評価を実施するとともに、当該点検・評価結果の e-Stat への掲載に協力しなければならない。【あらゆる品質要素】

[関連：企画]